

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	西日本パッケージング健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西日本パッケージング健康保険組合(以下「当組合」という。)は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

西日本パッケージング健康保険組合

公表日

令和7年8月29日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	適用、給付及び徴収関係事務
②事務の概要	<p>＜制度内容＞</p> <p>当組合は健康保険法(大正11年法律第70号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受けたる医療の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広報活動を行っている。</p> <p>また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。</p> <p>当組合の加入者は、全国の段ボール紙、段ボール・段ボール関連製品、紙器及び紙管、袋並びに、その他包装関連製品の加工と販売を主たる事業の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者(一般加入者)、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者(任意継続加入者)で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。) 中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第2条 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び同命令第5条 <ul style="list-style-type: none"> (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項及び同命令第4条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 <ul style="list-style-type: none"> (委託の根拠)・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項 <p>当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	西日本パッケージング健康保険組合事務局
②所属長の役職名	常務理事

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒540-0003
大阪市中央区森ノ宮中央一丁目16-16
西日本パッケージング健康保険組合
電話番号: 06-6941-4635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒540-0003
大阪市中央区森ノ宮中央一丁目16-16
西日本パッケージング健康保険組合
電話番号: 06-6941-4635

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手や使用、保管・廃棄等の事務において、人為的ミスが発生するリスクに対して、次のような対策を講じている。 ・地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合や照会をした場合、5情報（氏名、氏名振り仮名、生年月日、性別、住民票住所）が一致することを必ず確認する。 ・紙媒体の届出書から個人番号等を健保業務の基幹システムに登録（入力）する際には、届出書との読み合せやダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹システム(健保業務システム)において、職員等毎に担当業務に必要なシステム及び特定個人情報ファイルにだけアクセスできる権限を付与し、その中でも個人番号の取扱い・閲覧等ができる担当者を最小限に限定してシステム的に制御しており、各職員等が担当していない業務に関する個人番号の取扱い・閲覧等や特定個人情報の紐付が行えない対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<制度内容> <事務内容>	<制度内容>に取りまとめ機関の支払基金を通じて他機関との情報連携(情報照会・提供)を	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
平成28年9月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康保険組合事務基幹システム	情報連携に係る、「医療保険者等向け中間サーバー等」を追加した。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
平成28年9月1日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠		情報連携に係る、「住民基本台帳法」を追加した。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
平成28年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		新規に、情報連携の実施と法令上の根拠を記載した。	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和1年5月17日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<事務内容> 1. 適用事務	初期収集に関する項番(1)を全文削除し、以下の項番を(1)～(6)に降り直した。	事後	初期収集は過去に一時期に行い既に平成28年度で終了
令和1年5月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(提供)別表第2 項番1、2、3……1	(提供)別表第2 項番120を119に変更した。	事後	番号法改正で項番は変更されただけの変更
令和1年5月17日	VII リスク対策		新たに追加された項目(1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類～6. 情報提供ネット	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置
令和2年9月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		<事務内容>に、電子申請を追加	事前	
令和2年9月18日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、	事後	条項の記載漏れ等を見直した結果で、事後
令和4年8月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための	事前	
令和4年8月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)により号番号を事後に
令和7年8月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<事務内容> 当組合が行う事務のうち、番号法別表1の項	<事務内容> 当組合が行う事務のうち、番号法別表1の項	事後	番号法、健康保険法、主務省令等の改正により事後に変更
令和7年8月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番2 番号法別表第1の主務省令で定める事務	・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表 項番2 ・住民基本台帳法 第30条の9(国)の機関等へ	事後	番号法改正により事後に変更
令和7年8月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	事後	番号法改正により事後に変更
令和7年8月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	事後	特定個人情報評価指針の改正による評価書の様式改正の